

●香川県告示第120号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年3月16日
- 3 指定道路の位置 丸亀市郡家町字下所526番4の一部、526番5及び同地先農道・水路、526番7並びに527番2の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.47メートル～5.10メートル
延長 35.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。